

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和3年3月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市職員定数条例の一部を改正する条例	上下水道事業の組織の統合及び教育委員会の業務の効率化による職員数の削減に伴い、職員定数の適正化を図るものです。	令和3年 3月議会 議案 第26号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の定数に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6249
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	職員のサービスの宣誓に関する条例及び松山市消防本部および消防署に関する条例の一部を改正する条例	宣誓書の押印を廃止するものです。	令和3年 3月議会 議案 第27号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 宣誓書の押印の廃止に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217 消防局総務課 089-926- 9212
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	市長等の給与の減額措置を引き続き行うものです。	令和3年 3月議会 議案 第28号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例	松山市興居島学校給食共同調理場を廃止するものです。	令和3年 3月議会 議案 第29号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理に関するものであるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	保健体育課 089-948- 6594
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市火災予防条例の一部を改正する条例	総務省令の改正に伴い、急速充電設備について、火災予防のための基準を改正するとともに、届出に係る規定を定めるものです。	令和3年 3月議会 議案 第30号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 実施機関に裁量の余地がないため(実施要綱 第3条第2項第2号に該当)	消防局予防課 089-926- 9215
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法施行令の改正に伴い、低所得世帯に対する軽減措置に係る基準を改正するとともに、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の特別控除を定めるものです。	令和3年 3月議会 議案 第31号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関するものであるため(実施要綱 第3条第1項第2号括弧書に該当)	国保・年金課 089-948- 6360
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	厚生労働省令の改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関し、所要の規定の整備を図るものです。	令和3年 3月議会 議案 第32号	パブリック コメント	R2.12.25 ～ R3.1.29	パブリックコメントを実施し、広く市民の皆さんに意見を聴きました。	介護保険課 089-948- 6895
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

8	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	厚生労働省令の改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関し、所要の規定の整備を図るものです。	令和3年 3月議会 議案 第33号	パブリック コメント	R2.12.25 ～ R3.1.29	パブリックコメントを実施し、広く市民の皆さんに意見を聴きました。	障がい福祉課 089-948- 6407
				パブリック コメント 以外の手続	R2.12.25	松山市障がい者団体連絡協議会及び松山市内部疾患障害者協議会に意見を聴きました。	
9	松山市湯山福祉センター条例を廃止する条例	湯山福祉センターを廃止するものです。	令和3年 3月議会 議案 第34号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理に関するものであるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	障がい福祉課 089-948- 6407
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
10	松山市手数料条例の一部を改正する条例	食品衛生法施行令等の改正に伴い、飲食店営業許可申請手数料等の適正化を図るとともに、愛媛県からの権限移譲に伴い地域連携薬局認定申請手数料等を徴収するものです。	令和3年 3月議会 議案 第35号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 手数料の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	医事薬事課 089-911- 1803 生活衛生課 089-948- 1806 建築指導課 089-948- 6506
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
11	松山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	食品衛生法の改正により営業の届出制度が創設されることに伴い、集団給食施設の給食開始の報告に係る規定を廃止するものです。	令和3年 3月議会 議案 第36号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 集団給食施設の給食開始の報告に係る規定の廃止に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	生活衛生課 089-948- 1806
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆さんの意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民の皆さんの意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。